

「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）情報掲載基準

「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）への情報掲載について、掲載基準を次のとおり定める。

1 掲載可能な情報

掲載する情報が国際物流・貿易業界に属するお客様（法人又は個人）を対象としたものであり、かつ、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以降、NACCS センター）が、当該情報について、以下の項目のいずれかに該当すると認めることができるものとする。

- （１）NACCS を利用するお客様の業務に関するもの
- （２）NACCS を利用するお客様の国際物流・貿易知識の向上に関するもの
- （３）国際物流・貿易業界に関するもの

2 掲載不可な情報

上記「1 掲載可能な情報」と認められる情報であったとしても、NACCS センターが以下に該当すると判断するものは掲載しない。本項目については、NACCS 掲示板に直接掲載する情報だけでなく、当該情報の中で指定する参照先（例：ホームページアドレス又はハイパーリンクにより表示されるホームページ）における当該情報に係る箇所についても適用される。

- （１）責任の所在が不明確なもの
- （２）内容が不明確なもの
- （３）内容が法令違反に該当するもの
- （４）虚偽又は誤認されるおそれがあるもの

誤認されるおそれがあるものとは、次のようなものをいう。

- ① NACCS 掲示板に掲載されているお知らせ記事等とまぎらわしい体裁・表現で、当該情報が NACCS 情報プラザ®（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）で掲載されている情報であることが不明確なもの
 - ②統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの
 - ③社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとしているもの
 - ④実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
 - ⑤料金について、実際のものよりも安価であるかのような表現のもの
- （５）比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないものの

- (6) 事実でないのに NACCS センターが情報掲載主を支持又はその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証・指定しているかのような表現のもの
- (7) 事実でないのに国、地方公共団体、その他公共機関が情報掲載主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (8) 官公庁、公的機関、著名人、消費者の公認・推奨・保証・指定する表現を用いたもので、広告使用許可、契約、指定の認可等がされていないもの
- (9) 政治性、宗教性があるもの
- (10) 意見広告に類するもの
- (11) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (12) 社会秩序を乱す次のような表現のもの
 - ①反社会的勢力によるもの
 - ②暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの
 - ③醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
 - ④性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
 - ⑤その他風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの
 - ⑥消費者等を騙したり、脅したり、欺もうしたり、惑わせたり、不安にさせたりするもの
 - ⑦他者を一方的に攻撃したり、差別したり、嘲笑するようなもの
- (13) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (14) 非科学的又は迷信に類するもので、閲覧者を迷わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (15) 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの
- (16) 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (17) オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの
- (18) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (19) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの
- (20) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (21) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- (22) 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、年齢制限等を差別した内容のもの
- (23) 厚生労働省「募集情報等提供事業の業務運営要領」に反するもの

以上のほか、NACCS センターがその情報を扱うことや、NACCS 掲示板に掲載することについて不適切と認めたもの。